

鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第23号）新旧対照表 第3条関係

改正後									改正前								
○鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 平成14年6月27日 鳥取市条例第23号									○鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 平成14年6月27日 鳥取市条例第23号								
第1条～第24条（略）									第1条～第24条（略）								
別表（第6条関係）									別表（第6条関係）								
1 研修室等使用料									1 研修室等使用料								
区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	1時間を単位として使用する場合		区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	1時間を単位として使用する場合	
							午前9時～午後6時	午後6時～午後9時								午前9時～午後6時	午後6時～午後9時
研修室1	900円	1,200円	1,300円	2,200円	2,600円	3,500円	1時間につき	1時間につき	研修室1	900円	1,200円	1,300円	2,100円	2,500円	3,400円	1時間につき	1時間につき
							310円	460円								310円	450円
研修室2	700円	900円	1,000円	1,600円	1,900円	2,700円	1時間につき	1時間につき	研修室2	700円	900円	1,000円	1,600円	1,900円	2,600円	1時間につき	1時間につき
							250円	360円								240円	350円
和室	800円	1,200円	1,300円	2,100円	2,600円	3,400円	1時間につき	1時間につき	和室	800円	1,200円	1,300円	2,000円	2,500円	3,300円	1時間につき	1時間につき
							310円	460円								310円	450円

ミーテ イング ルーム	400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円	1時間 につき 150円	1時間 につき 220円
調理室	1,900円	2,600円	2,800円	4,500円	5,400円	7,300円	1時間 につき 670円	1時間 につき 940円
備考								
1 1時間未満は、1時間とする。								
2 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。								
第2項 (略)								

ミーテ イング ルーム	400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円	1時間 につき 150円	1時間 につき 210円
調理室	1,900円	2,600円	2,700円	4,500円	5,300円	7,200円	1時間 につき 650円	1時間 につき 920円
備考								
1 1時間未満は、1時間とする。								
2 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。								
第2項 (略)								